

岡情審査第2762号

平成24年3月16日

岡山市長 高谷茂男様

岡山市情報公開及び個人情報保護審査会

会長 山口和



岡山市情報公開条例第16条の規定に基づく諮問について（答申）

平成23年4月27日付け岡環施第47号による下記の諮問について、次のとおり答申します。

記

東部健康増進施設（施設愛称は「健幸プラザ西大寺」）に係わる平成16年度～平成21年度の料金の収入実績（温泉施設以外 温泉施設 入湯税）を示す文書（以下「本件公文書」という。）の開示請求に対して、非開示とした処分に対する異議申立て（以下「本件異議申立て」という。）についての諮問

## 第1. 審査会の結論

本件公文書の開示請求に対して、岡山市長（以下「実施機関」という。）が行った非開示決定処分において、入湯税部分については、開示すべきである。

## 第2. 異議申立て及び諮問の経緯

- 1 本件異議申立人（以下「申立人」という。）は、平成23年3月18日付けで実施機関に対し、岡山市情報公開条例（平成12年市条例第33号。以下「条例」という。）第3条第1項の規定に基づいて、本件公文書の開示請求を行った。
- 2 上記開示請求に対し、実施機関は、同年3月29日付けで、本件公文書は、条例第5条第2号に規定する法人情報に該当することを理由に非開示決定処分を行った。
- 3 上記決定を受けた申立人は、実施機関に対し、同年4月18日付けで、非開示部分のうち、入湯税部分についての開示を求めて本件異議申立てを行った。
- 4 実施機関は、同年4月27日付けで、本件異議申立ての取扱いについて、条例第16条の規定に基づき、当審査会に本件諮問を行った。

## 第3. 申立人及び実施機関の主張の要旨

申立人及び実施機関の主張の要旨は、次のとおりである。

### 1 申立人の主張要旨

- (1) 東部健康増進施設は、温泉施設を備えたスポーツクラブであり、会員及び一般の者も利用できる。会員の会費は5910円であり、入

浴する場合は、入湯税70円を支払い、また、一般の利用者は入湯税を含めて410円を支払い、入浴利用者は券売機により入場券を購入し、入浴していたが、開業直後、会員についてはフロントでの現金による入湯税の支払いを可能としたため、ほとんどの会員が直接フロントに支払うようになった。

しかし、フロントでは物品販売の代金の授受も行っており、会員が入湯税と同時に物品購入の代金を支払う際には、領収書の発行もないため、入湯税と物品購入の代金が混合されていたことになり、この状況では入湯税がどれくらい納入されているのかが疑問である（現在は券売機が増設され、フロントでの現金の授受はなくなっている。）。

(2) 入湯税を開示することによって、条例第5条第2号に該当する法人の権利、競争上の地位、その他正当な利益を害するとは思えない。実施機関は、開示することにより営業上具体的にどのような支障を来すのか明らかにしておらず、温泉施設を利用した会員制のスポーツクラブを運営している同業者も自分の知り得る限りなく、比較することもできないため、開示しても支障はない。

(3) 入湯税は市民の税金であり、施設費として多額の税金が支払われている企業が、企業の都合で利用者から受け入れた入湯税を開示しては困るとは、あまりにも理不尽で社会通念上許されることではなく、これで市民の理解が得られるとは思えない。

## 2 実施機関の主張要旨

(1) 東部健康増進施設は、東部クリーンセンターから発生する余熱（蒸気）の有効利用を行う健康増進施設として、PFI手法の「BOT方式」（民間が資金調達・設計・建設・施設の所有・維持管理・運営を

行い事業期間終了後、公共に所有権の移転を行う方式)で整備することとなった。公募により落札したグループの構成企業が株主となり設立した特別目的会社(以下「当該法人」という。)が、平成16年11月に施設を建設し、平成31年までの15年間施設を所有し、指定管理者として維持管理・運営を行っている。

- (2) 今回の異議申立て案件の対象となる資料としては、「健幸プラザ西大寺売上明細報告書年報」、「健幸プラザ西大寺売上日報(年度版)」であるが、いずれも内容から利用者数、年齢層、会員その他利用状況が推察されるものであり、開示することにより、法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため、条例第5条第2号に該当するもので、当該法人との協議を行ったが、営業上の支障をきたすおそれがあるとして、非開示とした。

#### 第4. 審査会の判断

実施機関と申立人との間における本件の争点をめぐる諸問題に関し、当審査会は、以下のとおり判断する。

##### 1 本件公文書について

本件公文書については、平成16年度から平成21年度までの「健幸プラザ西大寺売上明細報告書年報」及び「健幸プラザ西大寺売上日報(年度版)」として、入湯税に関する情報のほか、個別施設利用の収入状況等が掲載されている。

##### 2 条例第5条第2号該当性について

- (1) 実施機関は、本件公文書を開示することにより、法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため、条例第5条第

2号に該当するもので、当該法人との協議を行ったが、営業上の支障をきたすおそれがあるとして非開示とした。

(2) 当審査会から平成23年12月28日付けで、「入湯税部分の開示の可否」について、実施機関に対し補充意見書の提出を求めたところ、実施機関からは、平成24年1月6日付けで、当該法人から入湯税に限定した開示について了解されたので、入湯税部分に限定して開示する旨の意見書が提出された。

(3) 本件公文書の提出者である当該法人が入湯税部分の開示について了解していることを踏まえると、本件公文書のうち、入湯税部分については、条例第5条第2号が規定するいわゆる法人情報、すなわち、「開示することにより、・・・法人等・・・の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある」情報に該当するとは認められない。

### 3 結論

以上の理由により、当審査会は、「第1. 審査会の結論」のとおり判断するものである。

## 第5. 審査会の処理経過

当審査会における処理経過は次のとおりである。

年 月 日	処 理 内 容
平成23年 4月27日	諮問書の收受
平成23年 5月18日	実施機関側意見書の收受
平成23年 5月23日	審 議
平成23年 6月20日	審 議
平成23年 7月 4日	申立人側意見書の收受
平成23年 7月25日	審 議
平成23年 8月22日	審 議
平成23年 9月26日	審 議
平成23年10月24日	実施機関側及び申立人側口頭意見陳述並びに審議
平成23年11月21日	審 議
平成23年12月19日	審 議
平成24年 1月 6日	実施機関側補充意見書の收受
平成24年 1月30日	審 議
平成24年 2月20日	審 議
平成24年 3月16日	答 申